(変更)

		担当課	長寿介護課	検索番号	3-6
法令名	介護保険法	根拠条項	第101条		
不利益処分	介護老人保健施設の設備の使用制限等				

(根拠規定)

介護保険法(平成9年法律第123号)

(設備の使用制限等)

第101条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第97条第1項に規定する施設を有しなくなったとき、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準(設備に関する部分に限る。)に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(処分基準)

- ○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(<mark>令和3</mark> <mark>年愛媛県条例第29号</mark>)
- ○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (<mark>令和3年愛媛県規則第29号</mark>)

(その他)